

4 技術・文化の発展と知的財産権

知的財産権制度の意義や内容について理解しよう。

知的財産権

せっかく開発した技術や、創作した音楽などが、簡単にまねや複製されてしまえば、開発費を回収することが困難になるし、創作意欲もわきにくい。ひいては、産業・文化の発展を妨げる。こうした技術や表現については、それらの創作者の権利を保障する必要がある。

知的創作活動によって生み出された成果などに対し、法律で定めた権利や関係する利益の権利を**知的財産権**①という。知的創作活動の成果を保護することで産業や文化を発展させることにつながる。知的財産権は、産業に関する**産業財産権**②と文化や芸術に関する**著作権**③に大きく分けられる。

近年では、インターネットを通じて、映像や音楽、写真、文章などの多くの著作物を簡単に利用できるようになり、個人も気軽に著作物の公開ができるようになった。クリエイターや企業に勤める人だけでなく、個人としても知的財産権を正しく理解することが求められている。

① 知的財産権

人間の知的な創作活動から生産されたものに対する権利の総称。

② 産業財産権

知的財産権のうち産業に関する権利の総称。

③ 著作権

知的財産権のうち文化・芸術に関する権利の総称。

知的財産権一覧

知的財産権	著作権	著作権 (財産権)	公表権	無断で公表されない。
			氏名表示権	氏名を表示するかしないかなどを決められる。
			同一性保持権	無断で改変されない。
			複製権	無断でコピーされない。
			上演権・演奏権	無断で上演・演奏されない。
			上映権	無断で上映されない。
			公衆送信権	無断で公衆送信(放送・インターネットなど)されない。
			口述権	無断で口頭伝達されない。
			展示権	無断で展示されない。
			頒布権	無断で多くの人に譲ったり貸したりされない。(映画)
	譲渡権・貸与権	無断で多くの人に譲ったり貸したりされない。(映画以外)		
	翻訳権・翻案権	無断で翻訳・創作的加工をされない。		
	著作隣接権	著作物を多くの人に伝達する者に与えられる権利。		
	特許権	産業上利用できる発明を保護する。	総称して 産業財産権 という。	
	実用新案権	物品の形状・構造・組み合わせに関する考案を独占できる。		
意匠権	物品のデザインを独占できる。			
商標権	商品やサービスに使用される名称や図形などが保護される。			
その他	知的財産に関するその他の権利。(半導体集積回路配置図に関する権利、植物の新品種に関する権利)			

産業財産権

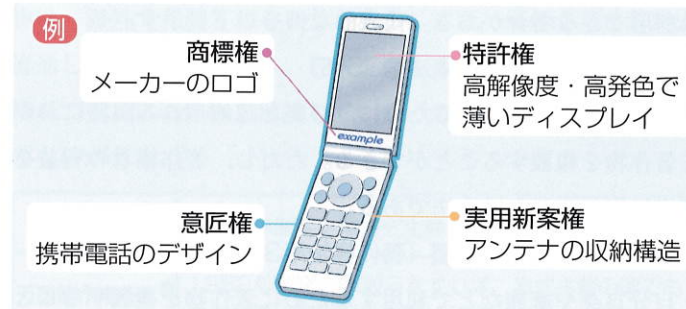
特許権、実用新案権、意匠権、商標権を総称して産業財産権とよぶ。新しい技術やデザインなどに対して独占権を与え、模倣されないように保護する。産業財産権は、特許庁に出願し登録することによって権利が発生する。

特許権④：自然法則を利用した、新規性のある、産業上有用な発明に対して最大20年間与えられる独占権。

実用新案権⑤：物品の形状・構造・組み合わせに関する考案(小発明)に対して最大10年間与えられる独占権。

意匠権⑥：美感・新規性・創作性のある物品の形状・模様・色彩に関するデザインを最大20年間保護。

商標権⑦：商品・サービスに使用するマーク(文字・図形・記号など)を登録して保護。(10年ごとに更新可能)



著作権

著作権は、学術的または芸術的な創造物を保護する権利のことで、**著作権法**⑧により定められている。著作物をつくり出した人(著作者)が著作権を有する。著作物には、小説や脚本、映画、音楽、舞踊、美術品、建造物、写真、コンピュータ・プログラムなどがある。

わたしたちが絵を描いたり、音楽をつくったり、本を書いたりすると、自動的に著作権が発生する。産業財産権のように、特許庁などに届出をする必要はない。これを**無方式主義**⑨という。

著作権には、著作者の人格的利益を保護する**著作者人格権**⑩と、財産を保護する**著作権(財産権)**⑪とがある。著作者人格権は、**公表権**⑫、**氏名表示権**⑬、**同一性保持権**⑭を保障している。著作者人格権は、著作者の死後は消滅するが、著作権(財産権)は経済的な利益を保護し、譲渡・相続できる。わが国では保護期間は著作者の死後50年、ただし映画は公開後70年である。

④ 特許権

⑤ 実用新案権

⑥ 意匠権

⑦ 商標権

⑧ 著作権法

著作権の範囲と内容について定める法律。

⑨ 無方式主義

現在、ほとんどの国で無方式主義を採用しているが、著作権による保護を受けるためには届出を必要とする方式主義の国もある。

⑩ 著作者人格権

著作者の社会的評価や感情を守るために認められている権利。

⑪ 著作権(財産権)

copyright : 著作物から発生する経済的な利益を著作権者が得られるように認められている権利。

⑫ 公表権

著作物を他人によって無断で公表されない権利。

⑬ 氏名表示権

著作物を提示する際に、著作者名を表示するかしないか、するとしたらどのような名前が表示するかを決定する権利。

⑭ 同一性保持権

著作物の内容を他人によって無断で変更されない権利。

著作権の対象とならないもの

- ・法律の条文
- ・判決文 など